

中央防災会議会議「防災基本計画専門調査会」

第1回 原子力災害プロジェクトチーム

資 料

緊急被ばく医療について

# 1. 緊急被ばく医療のあり方について[概要]

(防災指針:平成13年6月改定)

## 1. 目的

JCO事故での経験を踏まえた、より実効性のある緊急被ばく医療体制のあり方とその具体的な対策の検討

## 2. 基本理念

- 最善の医療を受けられること
- 人命の尊重を最優先
- 包括的かつ一元的な体制であること

## 3. 概要

### ①緊急被ばく医療体制

○緊急被ばく医療体制は、外来(通院)診療を念頭に置いた医療である「初期被ばく医療体制」、入院診療を念頭に置いた医療である「二次被ばく医療体制」、より専門的な入院診療を要する「三次被ばく医療体制」からなり、これら三つの体制が連携し、最善の医療を実現することが重要である。

○緊急被ばく医療体制は、一般の救急医療体制、災害医療体制の一部に組み込まれて機能することが実効的である。

### ②医療情報とネットワーク

○初期、二次及び三次被ばく医療体制間の連携体制を強化し、実効性を高めるため情報ネットワークと人的ネットワークの整備が必要である。

### ③原子力事業者

○原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」に定める原子力事業者防災業務計画を作成し、指揮命令系統、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を行うとともに、情報交換や、連絡会によって医療機関、搬送機関、地方公共団体等の関係機関との緊密な関係を保つことが重要である。

○原子力事業者は、原子力施設で発生した被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備、維持、管理することが重要である。

#### ④搬送体制

○原子力事業者及び放射性同位元素の使用者等は、搬送に際し、搬送機関からの応援要請に応じる等、搬送機関に積極的に協力するとともに、被ばく患者等に随行する放射線管理要員は、搬送機関の要請により汚染拡大防止措置の実施及び汚染の有無を報告する必要がある。

○被ばく患者の搬送に備えて、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者及び放射性同位元素の使用者等は、日頃から訓練を通じて関係機関相互の協力体制を整えておくことが必要である。

#### ⑤被ばく医療に関する人材育成等

○被ばく患者の発生に即応するために、被ばく医療に関する知識と技能を備え、良く訓練された医療関係者の確保が必要であり、放射線防護及び線量評価を含む被ばく医療全般において、一定水準以上の知識並びに技能を有する人材を育成し、確保しておく必要がある。

#### ⑥国及び地方自治体が整備すべき事項

○国は、防災基本計画等の各種規定の整備を行うとともに、原子力防災計画(防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画)を円滑に進めるための実効性の向上に努める。

○国は、緊急被ばく医療体制及びネットワークについて、地方公共団体及び医療関係者の意見を十分に尊重し、構築する必要がある。

○地方公共団体は、地域防災計画、医療マニュアル等を整備し、その実効性の向上に努めるとともに、初期及び二次被ばく医療体制並びに、そのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ、構築するように努める

○地方公共団体は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物資による汚染のないことを確認し、その結果を公表する必要がある。

## 2. 緊急被ばく医療に係る修正のポイント（案）

### 1. 事業者の責務の追加

- ・被ばく患者発生時の事業所内における初期被ばく医療対応体制の整備、関係機関への通報連絡体制の整備
- ・被ばく患者発生時の医療機関、搬送機関への適切な情報（患者の概要、異常事態の概要、被ばくの状況等）の伝達
- ・被ばく患者の搬送及び医療機関への搬出の際の、原子力事業所内からの専門家の派遣及び汚染拡大防止、除染等の協力

### 2. 地方公共団体の責務の追加

- ・初期、二次被ばく医療体制並びにそのネットワークについての構築
- ・医療機関の求めに応じ、施設内の汚染がない旨の確認、その旨の情報の集約管理、周辺住民及び報道機関への提供

### 3. 初期、二次、三次医療機関等の位置づけの明確化

- ・被ばく医療の実施に関わる医療機関は被ばく患者の症状に基づき、自ら医療を実施または、構築される医療ネットワークを基に他の機関への転送等を実施
- ・初期、二次被ばく医療体制並びにそのネットワークについての構築（地方公共団体：再掲）
- ・地域の三次被ばく医療体制の構築（国）

### 4. 防災基本計画における文言の修正

- ・安定ヨウ素剤 → ヨウ化カリウムの製剤
- ・緊急時医療 → 緊急被ばく医療
- ・被ばく者 → 被ばく患者
- ・現地医療関係者 → 初期及び二次被ばく医療機関の関係者
- ・服用 → 投与

### 5. その他

これら以外の項目について必要に応じ改訂

(参考)

初期、二次、三次医療機関等の位置付けの明確化

